

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	I. 金融・証券税制	<p>1. 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設(ジュニアNISA)</p> <p>(1) 非課税措置の概要</p> <p>① 居住者等が、未成年者口座に設けた次に掲げる勘定の区分に応じ、それぞれ次に定める期間内に支払を受けるべきその勘定において管理されている上場株式等の配当等(その未成年者口座において支払を受けるものに限る。)及びその期間内に譲渡したその上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。</p> <p>(イ) 非課税管理勘定 その非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間</p> <p>(ロ) 継続管理勘定 その継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日迄の期間</p> <p>② 非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年(その未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けることができるとし、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。</p> <p>③ 継続管理勘定は、平成36年から平成40年までの各年(その未成年者口座を開設している者がその年1月1日において20歳未満である年に限る。)に設けることができるとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。</p> <p>(注) 上記②及び③の80万円の上限は、新たに取得した上場株式等についてはその取得対価の額により、他の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等についてはその移管の時の価額(時価)により判定する。</p> <p>(2) 未成年者口座</p> <p>① 未成年者口座とは、居住者等(その年1月1日において20歳未満である者及びその年に出生した者に限る。)が、本特例の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の氏名、住所及び個人番号等を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書を添付して提出することにより平成28年から平成35年までの間に開設した口座(1人につき1口座)をいう。</p> <p>② 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及びその上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡代金等については、課税未成年者口座において管理されなければならない。</p> <p>③ 未成年者口座を開設した居住者等は、その未成年者口座を開設した日から居住者等がその年3月31日において18歳である年(以下「基準年」という。)の前年12月31日までの間は、その未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に払い出すことはできない。ただし、その居住者等が、その居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由(その事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限る。以下「災害等の事由」という。)に基因してその未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全てを払い出す場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 課税未成年者口座</p> <p>① 課税未成年者口座とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所(その金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含む)に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。</p> <p>② 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、その課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その資金を未成年者口座における投資に用いる場合を除き、その課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、その居住者等の災害等の事由に基因してその課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全てを払い出す場合は、この限りでない。</p>	<p>※平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ同年4月1日からその未成年者口座に受け入れる上場株式等につき適用する。ただし、これらの日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に定める日前となる場合には、同日からとする。</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 金融・証券税制(続)</p>	<p>(4) 払出制限について要件違反があった場合の取扱い</p> <p>① 未成年者口座及び課税未成年者口座を開設した居住者等が、基準年の前年12月31日までに、これらの口座内の上場株式等及び預貯金等をこれらの口座から払出しをした場合には、その払出しがあった日において上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとして、次の金額に対して15% (他に地方税5%)の税率により源泉徴収を行う。</p> <p>(イ) 次に掲げる金額の合計額から、その未成年者口座を開設した日からその払出しがあった日までの間にその未成年者口座において取得した上場株式等の取得対価の額の合計額を控除した金額</p> <p>a. その未成年者口座を開設した日からその払出しがあった日までの間に、その未成年者口座において行われた上場株式等の譲渡に係る譲渡対価の額及びその未成年者口座から課税未成年者口座に移管がされたその移管の時における上場株式等の価額(時価)の合計額</p> <p>b. その払出しがあった日においてその未成年者口座において有する上場株式等の価額(時価)の合計額</p> <p>(ロ) その未成年者口座を開設した日からその払出しがあった日までの間にその未成年者口座において支払を受けた上場株式等の配当等の額の合計額</p> <p>(注) 上記(イ)の譲渡所得の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、上記(ロ)の配当所得の金額から控除することもできない。</p> <p>② 上記①により源泉徴収された上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できる。</p> <p>(5) 年間取引報告書の税務署長への提出</p> <p>金融商品取引業者等は、未成年者口座においてその年中に生じた上場株式等の配当所得の金額及び譲渡所得等の金額その他の事項について報告書を作成し、これを翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならない。</p> <p>(6) 非課税口座(NISA口座)への移管等</p> <p>① その年1月1日において20歳である居住者等が同日に未成年者口座を開設している場合には、同日以後は、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその居住者等の非課税口座が開設されたものとみなすこととする。</p> <p>② 金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定又は継続管理勘定において管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座に移管できることとする。</p> <p>2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)の拡充等</p> <p>(1) 非課税限度額の引き上げ</p> <p>非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を、120万円(現行:100万円)に引き上げる。</p> <p>(2) 交付申請書等の提出方法の一本化</p> <p>非課税適用確認書の交付申請書の記載事項等の金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長への提供方法について、光ディスク等を提出する方法を廃止し、電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法に一本化する。</p> <p>(3) 非課税口座の開設手続きの簡素化の検討</p> <p>個人番号を用いることによる非課税口座の開設手続きの簡素化については、平成29年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う。</p> <p>3. エンジェル税制の適用対象となる株式会社の範囲の拡大</p> <p>国家戦略特別区域法の改正を前提に、エンジェル税制の適用対象となる株式会社の範囲に、認定区域計画に定められている事業を実施する株式会社で次に掲げる要件を満たすことにつき国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けたものを加える。</p>	<p>※平成28年分以後の非課税管理勘定につき適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	I. 金融・証券税制 (続)	<p>(1) 高度医療の提供に資する医療技術の研究開発等に関する事業若しくは付加価値の高い農林水産物の効率的な生産に必要な高度な技術の研究開発等に関する事業を営む会社又は国家戦略特別区域法による農地法等の特例の適用を受ける特例農業法人であって一定の要件を満たす中小企業者である株式会社</p> <p>(2) 雇用の創出に資する事業を営むものとして一定の要件を満たす小規模企業者である株式会社</p> <p>4. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等 特定口座間の上場株式等の移管をする場合には、移管元の特定口座で管理されている上場株式等を移管先の特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に保管の委託をする方法により行うことができることとするなど、所要の措置を講ずる。</p> <p>5. 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等 対象となる上場株式等の範囲に、特定受益証券発行信託の受益権で公募のものを加えるほか所要の措置を講ずる。</p>	<p>※国家戦略特別区域法の一部改正法の施行日から平成30年3月31日までの間の払込取得をする株式につき適用する。</p> <p>※平成28年1月1日以後に行う譲渡につき適用する。</p>
	II. 土地・住宅税制	<p>1. 住宅取得等に係る特例措置の適用期限の延長 次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限（平成29年12月31日）を平成31年6月30日まで1年6月延長する。 (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 (3) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 (5) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (6) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</p> <p>2. 福島復興再生のための特別措置 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、次の措置を講ずる。 (1) 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設（仮称）に係る都市計画事業により土地等が買い取られる場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等を適用する。 (2) 収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業の用に供する土地等を加える。</p> <p>3. 特定住宅地造成事業等の土地等を譲渡した場合の特別控除の延長等 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、適用期限を3年延長するほか所要の措置を講ずる。</p> <p>4. 住民票の写しの添付省略措置 適用の際に、確定申告書等に住民票の写しを添付することとされている次の特例について、税務署長が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しないこととする。 (1) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (2) 居住用財産の譲渡所得の特別控除 (3) 特定居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 (4) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (5) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 (6) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 (7) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 (8) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (9) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 (10) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</p>	<p>※番号利用法附則第1条第4号に定める日の属する年分以後の所得税につき適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	Ⅲ. 措置法の 拡充等	<p>1. 臨時福祉給付金の非課税措置 「簡素な給付措置」として給付される臨時福祉給付金につき、予算措置が継続された場合には、引続き所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p>2. 学校法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除 学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件（現行要件）を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。</p>	<p>※平成27年分以後の所得税につき適用する。</p>
	Ⅳ. その他	<p>1. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設</p> <p>(1) 特例の概要 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。）をする居住者が、所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分（以下「有価証券等」という。）又は決済をしていないデリバティブ取引、信用取引、発行日取引（以下「未決済デリバティブ取引等」という。）を有する場合には、その国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額によりその有価証券等の譲渡又はその未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。</p> <p>① その国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合 その国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又はその未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額</p> <p>② 上記①に掲げる場合以外の場合 その国外転出の予定日の3月前の日におけるその有価証券等の価額に相当する金額又はその未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額</p> <p>(2) 特例の対象者 次の①及び②に掲げる要件を満たす居住者について適用する。</p> <p>① 上記(1)①及び②に定める金額の合計額が1億円以上である者</p> <p>② 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者</p> <p>(注) 上記の「国内に住所又は居所を有していた期間」には、下記(4)の納税猶予を受けている期間を含み、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留していた期間を除く。</p> <p>(3) 国外転出後5年を経過する日までに帰国をした場合の取扱い 本特例の適用を受けた者が、その国外転出の日から5年を経過する日までに帰国をした場合において、その者がその国外転出の時において有していた有価証券等又は未決済デリバティブ取引等でその国外転出の時以後引き続き有していたものについては、本特例による課税を取り消すことができる。</p> <p>ただし、その帰国までの間に、その有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る所得の計算につきその計算の基礎となるべき事実の全部又は一部の隠蔽又は仮装があった場合には、その隠蔽又は仮装があった事実に基づくその所得については、この限りでない。</p> <p>(注) この課税の取消しを行う場合には、帰国の日から4月を経過する日までに、更正の請求をしなければならない。</p> <p>(4) 納税猶予</p> <p>① 原則 (1)の適用を受けたものが、その国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をした場合には、その国外転出の日の属する年分の所得税のうち本特例によりその有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があったものとされた所得に係る部分については、その国外転出の日から5年を経過する日（注）まで、その納税を猶予する。</p>	<p>※平成27年7月1日以後に国外転出をする場合又は同日以後の贈与、相続若しくは遺贈につき適用する。</p> <p>(注) 国外転出日から5年を経過する日以前に帰国をする場合は、同日とその者の帰国日から4月を経過する日のいずれか早い日</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	IV その他 (続)	<p>※その所得税に係る確定申告書の提出期限までに、納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、納税管理人の届出をした場合に適用する。</p> <p>② 納税猶予の期限の延長 納税猶予の期限は、申請により国外転出の日から10年を経過する日までとすることができる。 この場合における上記(3)による課税の取消しは、国外転出の日から10年を経過する日までに帰国をした場合に適用することができる。</p> <p>③ 届出書の提出 納税猶予を受けている者は、納税猶予の期限までの各年の12月31日(基準日)におけるその納税猶予に係る有価証券等及び未決済デリバティブ取引等の所有に関する届出書を、基準日の属する年の翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならない。 この届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から4月を経過する日をもって、納税猶予の期限とする。</p> <p>(5) 納税猶予の期限までに有価証券等の譲渡等があった場合</p> <p>① 本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予の期限までに、本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をした場合には、その納税猶予に係る所得税のうちその譲渡又は決済等があった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る部分については、その譲渡又は決済等があった日から4月を経過する日をもって納税猶予に係る期限とする。</p> <p>② 本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予の期限までに、本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をした場合において、その譲渡に係る譲渡価額又は決済に係る利益の額が国外転出の時に課税が行われた額を下回るとき(決済に係る損失の額にあつては上回るとき)等は、その譲渡又は決済等があった日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得税額の減額等を行うことができる。</p> <p>(6) 納税猶予の期限が到来した場合の取扱い 納税猶予の期限の到来に伴いその納税猶予に係る所得税の納付をする場合において、その期限が到来した日における有価証券等の価額又は未決済デリバティブ取引等の決済による利益の額若しくは損失の額が、本特例の対象となった金額を下回るとき(損失の額にあつては上回るとき)は、その到来の日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得税額の減額等を行うことができる。</p> <p>(7) 利子税の納付 上記に係る納税猶予の期限の到来により所得税を納付する場合は、その納税猶予がされた期間に係る利子税を納付する義務が生じる。</p> <p>(8) 二重課税の調整、更正の期間制限の取扱い、納税猶予の期限を延長した場合の相続税等の納税義務の取扱い、贈与、相続又は遺贈により非居住者に有価証券等が移転する場合・・・【省略】</p> <p>2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化</p> <p>(1) 確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととする。ただし、下記(2)又は(3)より提出し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととする。</p> <p>(2) 給与等又は公的年金等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除(以下「扶養控除等」という。)の適用を受ける居住者は、親族関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととする。</p> <p>(3) 給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は送金関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととし、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととする。</p>	<p>※平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税につき適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>IV. その他 (続)</p>	<p>(4) 用語の意義</p> <p>① 親族関係書類 次のイ又はロのいずれかの書類をいう。 イ. 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し ロ. 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）</p> <p>② 送金関係書類 その年における次のイ又はロの書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするものをいう。 イ. 金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類 ロ. いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類</p> <p>3. 確定拠出型年金制度 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。 (1) 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金（仮称） 現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。 (2) 個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される企業年金加入者及び第三号被保険者等 現行の個人型確定拠出年金制度に係る税制上の措置を適用する。 なお、個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される者の拠出限度額については、次のとおりとする。 ① 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がない場合）年額 24 万円 ② 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がある場合）年額 14.4 万円 ③ 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額 14.4 万円 ④ 第三号被保険者 年額 27.6 万円 （注）上記①及び②の企業型確定拠出年金加入者については、その者がマッチング拠出を行わないこと及び個人型確定拠出年金制度の加入者になることができることについて、企業型確定拠出年金の規約に定めがある場合にのみ個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。 この場合のその企業型確定拠出年金制度の拠出限度額（他の企業年金がない場合：年額 66 万円、他の企業年金がある場合：年額 33 万円）は、他の企業年金がない場合は年額 42 万円、他の企業年金がある場合は年額 18.6 万円とする。</p> <p>4. 本人確認方法の拡充 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、次の措置を講ずる。 (1) 電子証明書による送信 本人確認書類の提示に代えて、個人が電子情報処理組織を使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に規定する署名用電子証明書を送信する方法によることができることとする。 (2) 本人確認書類の範囲の追加 本人確認書類の範囲に、官公署等から発行された書類で金融機関等に提示する日前6月以内に作成されたもの（有効期間等があるものにあつては、提示する日において有効なもの）を加える。</p> <p>5. 生命保険契約等の支払調書の記載内容の追加 生命保険契約等の一時金の支払調書等について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。</p>	<p>(注)左記、親族関係書類又は送金関係書類が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等しなければならない。</p> <p>※平成 30 年 1 月 1 日以後の契約者変更につき適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期												
個人課税 (所得税・住民税)	IV. その他 (続)	<p>6. ふるさと納税の見直し</p> <p>個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（いわゆる「ふるさと納税」）について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 特例控除額の控除限度額の引き上げ 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割（現行1割）に引き上げる。</p> <p>(2) 周知、募集等の事務の適正化 (1)とあわせて、ふるさと納税について、その寄附金が経済的利益の無償の供与であること、その寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、都道府県又は市区町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、都道府県及び市区町村に対して要請する。（通知（技術的助言））</p> <p>(3) ワンストップ特例制度の創設 確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、次のとおり、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。</p> <p>① 確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県又は市区町村が寄附者に代わって行うことを要請できることとする。</p> <p>② ①の要請を受けた寄附先の都道府県又は市区町村は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知することとする。</p> <p>③ この特例が適用される場合は、現行制度における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ控除する。（控除限度額は、(1)の措置を踏まえたものとする。）</p> <p>④ 寄附者が確定申告を行った場合又は5団体を超える都道府県若しくは市区町村に対して寄附を行った場合は、上記①及び②にかかわらず、この特例は適用されないこととする。</p> <p>⑤ その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>※(1)については平成28年度分以後の個人住民税につき適用し、(3)については平成27年4月1日以後に行われる寄附につき適用する。</p>												
法人課税	I. 成長志向に重点を置いた法人税改革	<p>1. 法人税率の引き下げ</p> <table border="1" data-bbox="600 1476 1483 1613"> <thead> <tr> <th>適用開始事業年度</th> <th>(現行)</th> <th>(改正案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月1日以後に開始する事業年度</td> <td>25.5%</td> <td>23.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 中小法人の軽減税率の特例、公益法人等の軽減税率の特例及び協同組合等の軽減税率の特例（いずれも、所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、それぞれ2年延長する。また、中小法人及び公益法人等の軽減税率（19%）並びに協同組合等の軽減税率等（19%等）は、引き続き、中小法人、公益法人等及び協同組合等課税全体の見直しの中でそれぞれ検討する。</p> <p>2. 欠損金の繰越控除制度の見直し</p> <p>(1) 控除限度額の引き下げ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、次のとおり、段階的に引き下げる。</p> <table border="1" data-bbox="614 2052 1503 2299"> <thead> <tr> <th>適用事業年度</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平27年4月1日～平29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度</td> <td>繰越控除前の所得金額の65%（現行：80%）相当額</td> </tr> <tr> <td>平29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度</td> <td>繰越控除前の所得金額の50%相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額についても同様とする。</p> <p>(2) 中小法人等の調整措置 上記(1)に伴い、次の措置を講ずる。</p> <p>① 中小法人等については、現行の控除限度額（所得金額又は連結所得金額）を存置する。</p>	適用開始事業年度	(現行)	(改正案)	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	25.5%	23.9%	適用事業年度	控除限度額	平27年4月1日～平29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度	繰越控除前の所得金額の 65% （現行：80%）相当額	平29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度	繰越控除前の所得金額の 50% 相当額	<p>※平成27年4月1日以後開始事業年度につき適用する。</p>
適用開始事業年度	(現行)	(改正案)													
平成27年4月1日以後に開始する事業年度	25.5%	23.9%													
適用事業年度	控除限度額														
平27年4月1日～平29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度	繰越控除前の所得金額の 65% （現行：80%）相当額														
平29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度	繰越控除前の所得金額の 50% 相当額														

税 目	内容	細 目	適用時期																				
法人課税	I. 成長志向に重点を置いた法人税改革（続）	<p>(注) 上記の「中小法人等」とは、次の法人（連結納税の場合には、連結親法人）をいう。</p> <p>イ. 普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（★）</p> <p>ロ. 公益法人等</p> <p>ハ. 協同組合等</p> <p>ニ. 人格のない社団等</p> <p>② 更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人（連結納税の場合には連結親法人）については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額を所得金額又は連結所得金額とする。</p> <p>ただし、金融商品取引所への再上場があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度又は連結事業年度は対象外とする。</p> <p>③ 法人の設立（合併法人にあつては合併法人又は被合併法人のうちその設立が最も早いものの設立等）の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額を所得金額又は連結所得金額とする。</p> <p>ただし、金融商品取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度又は連結事業年度は対象外とする。</p> <p>(注) 対象となる法人から、資本金の額等が5億円以上の法人等（大法人）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く。</p> <p>④ 特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人で、支払配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、現行の控除限度額（所得の金額）を存置する。</p> <p>⑤ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度については、現行どおりとする。</p> <p>(3) 繰越控除期間の伸長</p> <p>青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年（現行9年）に延長する。</p> <p>また、これに伴い、次の措置を講ずる。</p> <p>① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件について、その保存期間を10年（現行9年）に延長する。</p> <p>② 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を10年（現行9年）に延長する。</p> <p>③ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年（現行9年）に延長する</p> <p>3. 受取配当等の益金不算入制度の見直し</p> <p>受取配当等の益金不算入制度について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 株式等の区分及び益金不算入割合の見直し</p> <p>益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="579 2038 1506 2518"> <thead> <tr> <th colspan="2">(現 行)</th> <th colspan="2">(改正案)</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>不算入割合</th> <th>区 分</th> <th>不算入割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完全子法人株式等 (保有割合 100%)</td> <td rowspan="2">100%</td> <td>完全子法人株式等 (保有割合 100%)</td> <td rowspan="2">100%</td> </tr> <tr> <td>関係法人株式等 (保有割合 25%以上)</td> <td>関連法人株式等 (保有割合 3分の1超)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の株式等</td> <td rowspan="2">50%</td> <td>その他の株式等 (保有割合 5%超3分の1以下)</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>非支配目的株式等 (保有割合 5%以下)</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	(現 行)		(改正案)		区 分	不算入割合	区 分	不算入割合	完全子法人株式等 (保有割合 100%)	100%	完全子法人株式等 (保有割合 100%)	100%	関係法人株式等 (保有割合 25%以上)	関連法人株式等 (保有割合 3分の1超)	上記以外の株式等	50%	その他の株式等 (保有割合 5%超3分の1以下)	50%	非支配目的株式等 (保有割合 5%以下)	20%	<p>★相互会社等、資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く。</p> <p>※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額にき適用する。</p>
(現 行)		(改正案)																					
区 分	不算入割合	区 分	不算入割合																				
完全子法人株式等 (保有割合 100%)	100%	完全子法人株式等 (保有割合 100%)	100%																				
関係法人株式等 (保有割合 25%以上)		関連法人株式等 (保有割合 3分の1超)																					
上記以外の株式等	50%	その他の株式等 (保有割合 5%超3分の1以下)	50%																				
		非支配目的株式等 (保有割合 5%以下)	20%																				

税 目	内容	細 目	適用時期																																		
法人課税	I. 成長志向に重点を置いた法人税改革(続)	<p>(2) 証券投資信託の収益の分配の額の益金不算入割合の見直し 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額の益金不算入割合については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="616 408 1501 702"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>(現 行)</th> <th>(改正案)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">不 算 入 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公社債投資信託以外の証券投資信託</td> <td>収益の分配の額の2分の1(4分の1)の金額×50%</td> <td>同左×0% (全額益金算入)</td> </tr> <tr> <td>特定株式投資信託</td> <td>収益の分配の額の全額×50%</td> <td>同左×20%(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特定株式投資信託の収益の分配の額については、上記(1)の「非支配目的株式等」として取扱う趣旨による。</p> <p>(3) 負債利子控除の見直し 上記(1)の「その他の株式等」及び「非支配目的株式等」について、負債利子がある場合の控除計算(負債利子控除)の対象から除外する。</p> <p>(4) 負債利子控除の簡便法の基準年度の改定 上記の改正に伴い、「関連法人株式等」に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度とする。</p> <p>4. 試験研究を行った場合の税額控除制度の見直し 試験研究を行った場合の税額控除制度について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 支出試験研究費の控除限度額の特例措置の廃止 控除税額の上限を当期の法人税額の30%に引き上げる措置を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たに(2)以下の措置により控除税額の上限の総枠を当期の法人税額の30%とする。</p> <p>(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。</p> <p>① 税額控除率(現行12%)を次のとおり引き上げる。 イ. 特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究・・・30% ロ. 上記以外のもの・・・20%</p> <p>② 控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で当期の法人税額の5%とする。</p> <p>③ 特別試験研究費の範囲について、所定の見直しを行う(3項目)。</p> <p>(3) 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限を当期の法人税額の25%とする。 (注) これらの制度の対象となる試験研究費の額には、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額を含まないこととする。</p> <p>(4) 繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。</p> <p>5. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の見直し 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件について、次の法人の区分ごとに次の見直しを行う</p> <table border="1" data-bbox="596 2000 1497 2516"> <thead> <tr> <th rowspan="3">適用年度</th> <th colspan="3">増加割合要件</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">(現行)</th> <th colspan="2">(改正案)</th> </tr> <tr> <th>中小企業者等</th> <th>左記以外の法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月1日前開始適用年度</td> <td>2%以上</td> <td>2%以上</td> <td>2%以上</td> </tr> <tr> <td>平27.4.1~平28.3.31まで開始適用年度</td> <td>3%以上</td> <td>3%以上</td> <td>3%以上</td> </tr> <tr> <td>平28.4.1~平29.3.31まで開始適用年度</td> <td rowspan="2">5%以上</td> <td rowspan="2">3%以上</td> <td>4%以上</td> </tr> <tr> <td>平29.4.1~平30.3.31まで開始適用年度</td> <td>5%以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	(現 行)	(改正案)	不 算 入 割 合		公社債投資信託以外の証券投資信託	収益の分配の額の2分の1(4分の1)の金額×50%	同左×0% (全額益金算入)	特定株式投資信託	収益の分配の額の全額×50%	同左×20%(注)	適用年度	増加割合要件			(現行)	(改正案)		中小企業者等	左記以外の法人	平成27年4月1日前開始適用年度	2%以上	2%以上	2%以上	平27.4.1~平28.3.31まで開始適用年度	3%以上	3%以上	3%以上	平28.4.1~平29.3.31まで開始適用年度	5%以上	3%以上	4%以上	平29.4.1~平30.3.31まで開始適用年度	5%以上	<p>※所得税についても同様とする。</p> <p>※所得税についても同様とする。</p>
区 分	(現 行)	(改正案)																																			
	不 算 入 割 合																																				
公社債投資信託以外の証券投資信託	収益の分配の額の2分の1(4分の1)の金額×50%	同左×0% (全額益金算入)																																			
特定株式投資信託	収益の分配の額の全額×50%	同左×20%(注)																																			
適用年度	増加割合要件																																				
	(現行)	(改正案)																																			
		中小企業者等	左記以外の法人																																		
平成27年4月1日前開始適用年度	2%以上	2%以上	2%以上																																		
平27.4.1~平28.3.31まで開始適用年度	3%以上	3%以上	3%以上																																		
平28.4.1~平29.3.31まで開始適用年度	5%以上	3%以上	4%以上																																		
平29.4.1~平30.3.31まで開始適用年度			5%以上																																		

税 目	内 容	細 目			適 用 時 期																																					
法人課税	I. 成長志向に重点を置いた法人税改革（続）	<p>6. 外形標準課税の拡大(地方税)</p> <p>(1) 法人事業税の税率の改正 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとし、それぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <table border="1" data-bbox="614 504 1483 998"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">(現行)</th> <th colspan="2">(改正案)</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.48%</td> <td>0.72%</td> <td>0.96%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>年400万円以下の所得金額</td> <td>3.8% (2.2%)</td> <td>3.1% (1.6%)</td> <td>2.5% (0.9%)</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得金額</td> <td>5.5% (3.2%)</td> <td>4.6% (2.3%)</td> <td>3.7% (1.4%)</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得金額</td> <td>7.2% (4.3%)</td> <td>6.0% (3.1%)</td> <td>4.8% (1.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。 （注2）3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。</p> <p>(2) 地方法人特別税の税率の改正 資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとし、それぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <table border="1" data-bbox="614 1284 1483 1569"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">(現行)</th> <th colspan="2">(改正案)</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td>67.4%</td> <td>93.5%</td> <td>152.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 資本割の課税標準の見直し等 現行の資本割の課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、その額を資本割の課税標準とする。 法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、その資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、その額を均等割の税率区分の基準とする。</p> <p>(4) 付加価値割における所得拡大促進税制の導入 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が3%以上（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度については4%以上、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度については5%以上）であるとき（次の①及び②の要件を満たす場合に限る。）は、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること ② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること （注）国内雇用者、雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例による。 ※ 雇用安定控除との調整等所要の措置を講ずる。</p>			区分	(現行)	(改正案)		平成27年度	平成28年度～	付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	資本割	0.2%	0.3%	0.4%	所得割	年400万円以下の所得金額	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)	年400万円超800万円以下の所得金額	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)	年800万円超の所得金額	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)		(現行)	(改正案)		平成27年度	平成28年度～	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%	152.6%	
区分	(現行)	(改正案)																																								
		平成27年度	平成28年度～																																							
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%																																							
資本割	0.2%	0.3%	0.4%																																							
所得割	年400万円以下の所得金額	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)																																						
	年400万円超800万円以下の所得金額	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)																																						
	年800万円超の所得金額	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)																																						
	(現行)	(改正案)																																								
		平成27年度	平成28年度～																																							
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%	152.6%																																							

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	I. 成長志向に重点を置いた法人税改革(続)	<p>(5) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置</p> <p>① 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの開始事業年度 普通法人のうち平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人で、次のイに該当するときは、次のロ又はハに掲げる額を、その事業年度に係る事業税額から控除する。 イ. その事業年度に係る事業税額が平成27年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率をその事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合 ロ. 付加価値額が30億円以下の法人 上記イ. の超える額に2分の1の割合を乗じた額 ハ. 付加価値額が30億円超40億円未満の法人 上記イ. の超える額に、付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じた額</p> <p>② 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの開始事業年度 普通法人のうち平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人で、次のイに該当するときは、次のロ又はハに掲げる額を、その事業年度に係る事業税額から控除する。 イ. その事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率をその事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合 ロ. 付加価値額が30億円以下の法人 上記イ. の超える額に2分の1の割合を乗じた額 ハ. 付加価値額が30億円超40億円未満の法人 上記イ. の超える額に、付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じた額</p>	
	II. 地方創生・国家戦略特区	<p>1. 地方拠点強化税制の創設 地域再生法の改正を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 地方拠点建物等を取扱った場合の特別償却又は税額控除制度(創設) 青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に地域再生法の地方拠点強化実施計画(仮称)について承認を受けたものが、その承認の日から2年以内に、その地方拠点強化実施計画に記載された建物及びその附属設備並びに構築物で、一定の規模以上のものの取得等をして、その事業の用に供した場合には、次に掲げる特別償却又は税額控除との選択適用ができることとする。</p> <p>① 特別償却 地方拠点建物等の取得価額×15%(注) (注) その地方拠点強化実施計画がその法人の同法の特設施設(仮称)の同法の特設地域(仮称)から同法の大都市等(仮称)以外の地域への移転に関するものである場合には25%</p> <p>② 税額控除 次のいずれか少ない金額とする。</p> <p>イ. 地方拠点建物等の取得価額×2%(注) (注) その地方拠点強化実施計画がその法人の特設施設の特設地域から大都市等以外の地域への移転に関するものである場合には4%</p> <p>ロ. 当期の法人税額×20%</p> <p>【経過措置】 地域再生法の改正法の施行の日から平成29年3月31日までの間に地方拠点強化実施計画について承認を受けた法人が取得等をしたものについては、上記①の特別償却と、その地方拠点建物等の取得価額の4%(注)の税額控除との選択適用ができることとする。 (注) その地方拠点強化実施計画がその法人の特設施設の特設地域から大都市等以外の地域への移転に関するものである場合には7%</p> <p>【一定の規模以上のもの】 上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上(中小企業者にあつては、1,000万円以上)のものをいう。</p>	※所得税についても同様とする。

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人課税	Ⅱ. 地方創生・国家戦略特区	<p>(2) 雇用促進税制の拡充 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）について、次の見直しを行う。</p> <p>① 青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に地方拠点強化実施計画について承認を受けたものが、その承認の日から2年以内の日を含む事業年度において、その地方拠点強化実施計画に従って移転又は新增設をした特定施設である事業所における増加雇用者数（法人全体の増加雇用者数を上限とする。）に次の場合の区分に応じ次の金額を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。</p> <p>イ. 現行の適用要件を満たす場合・・・50万円 ロ. 現行の適用要件のうち雇用者増加割合が10%以上であることとの要件以外の要件を満たす場合・・・20万円 （注）上記①の措置の適用を受ける場合で、上記①イ. に該当する場合には、現行の雇用促進税制の適用の基礎となる増加雇用者数から、この措置の適用の基礎となる増加雇用者数を控除する。</p> <p>② 青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に地方拠点強化実施計画（その法人の特定施設の特定地域から大都市等以外の地域への移転に関するものに限る。）について承認を受けたものが、その承認の日から2年以内の日を含む事業年度（以下「対象年度」という。）において上記①の措置の適用を受ける場合には、対象年度のうちその適用を受ける事業年度以後の各事業年度（その特定施設である事業所における雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した事業年度以後の事業年度を除く。）において、対象年度のうち当該事業年度以前の各事業年度のその特定施設である事業所における増加雇用者数の合計数に30万円を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。 （注）この②の措置は、事業主都合による離職者がある場合及び風俗営業等を行っている場合には、適用しない。</p> <p>③ 上記①及び②による控除税額は、当期の法人税額の30%から現行の雇用促進税制による控除税額と上記(1)の税額控除制度による控除税額との合計額を控除した残額を上限とする。</p> <p>2. 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度について、国家戦略特別区域法令の改正を前提に、所要の見直しを行う。（詳細略）</p>	
	Ⅲ. 復興支援のための税制上の措置	<p>1. 福島再開投資等準備金制度の創設</p> <p>(1) 福島再開投資等準備金の損金算入 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成23年3月11日において事業所を有していた法人で同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けたものが、積立期間（注）内の日を含む各事業年度において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された投資予定額の2分の1相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、損金算入できることとする。 （注）避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する資金の積立期間をいう。</p> <p>(2) 益金算入 次に掲げる場合には、次に掲げる金額を取り崩して益金算入する。</p> <p>① 「企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度」の適用を受ける場合 → その適用減価償却資産の特別償却実施額相当額 ② その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日を含む事業年度の翌事業年度 → その2年を経過する日を含む事業年度終了の時における準備金残高×12/36</p>	※所得税についても同様とする。

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	IV. 円滑・適正な納税のための環境整備	<p>1. オプション取引に係るヘッジの有効性判定方法の変更に関する整備 繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理におけるオプション取引に係るヘッジの有効性判定について、ヘッジ対象の資産等の評価差額とオプション取引に係る基礎商品の時価変動額とを比較する方法により行う場合には、税務署長に届出書を提出することによりその方法に変更することができることとする。</p> <p>2. 連結納税の承認及び青色申告の承認の見直し 連結納税の承認及び青色申告の承認について、次の見直しを行う。 ① 連結納税の承認を受けている法人は、退職年金等積立金に対する法人税に係る申告書を青色申告書により提出できることとする。 ② 法人が連結納税の承認を取り消された場合には、税務署長は必ずその法人の青色申告の承認も取り消すことを明確化する。</p> <p>3. 貸倒引当金の実質的に債権とみられない金額の簡便計算の見直し 中小企業等の貸倒引当金の特例について、実質的に債権とみられない金額の計算について基準年度実績による簡便法を用いる場合の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度に見直す。</p>	※所得税についても同様とする。
	V. その他の租税特別措置法等	<p>1. 貸倒引当金の特例の適用期限の延長 公益法人等、協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>2. 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の割増償却の見直し 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度について、対象法人に次世代育成支援対策推進法の特例基準適合認定を受けた法人を加え、対象資産を一般事業主行動計画に記載された器具備品、車両運搬具並びに建物及び建物附属設備で、次世代育成支援対策に資する一定のものとし、割増償却率（現行 認定事業年度 32%）につき、所定の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>3. 環境関連投資促進税制の適用期限の延長等 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度のうち普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置（即時償却）について、適用期限を1年延長する。 なお、対象資産から太陽光発電設備を除外する。</p> <p>4. 国内設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却・税額控除制度 適用期限の到来をもって廃止する。</p> <p>5. 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度 対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>6. 医療用機器等の特別償却制度の見直し等 医療用機器等の特別償却制度について、高度な医療の提供に資する機器又は先進的な機器に係る措置の対象資産の見直しを行い、医療の安全の確保に資する機器に係る措置を除外した上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>7. 倉庫用建物等の割増償却制度の縮減 対象となる倉庫用建物等の規模要件を引き上げた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>8. 特定資産の買換えの場合の課税の特例の見直し 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の見直しを行った上、その適用期限を2年3月延長する。 ① 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する。 ② 改正後の地域再生法の大都市等（仮称）以外の地域から大都市等への買換えについて、課税の繰延べ割合を75%（同法の特定地域（仮称）への買換えの場合には70%）（現行80%）に引き下げる。</p>	※左記2～8については所得税についても同様とする。

税目	内容	細目	適用時期																																										
資産課税	I. 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与	<p>1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 次の措置を講じた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。 (1) 非課税限度額を次のとおりとする。 ① 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合</p> <table border="1" data-bbox="635 463 1445 713"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年10月～平成29年9月</td> <td>3,000万円</td> <td>2,500万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月～平成30年9月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月～平成31年6月</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 上記①以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="635 784 1445 1075"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～平成27年12月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年1月～平成29年9月</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月～平成30年9月</td> <td>1,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月～平成31年6月</td> <td>800万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級4（平成27年4月以降は断熱等性能等級4）又は耐震等級2以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。下記3.において同じ。 (2) 上記(1)の良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋を加える。 (3) 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加える。 (4) 平成28年9月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記(1)②に掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記(1)①に掲げる非課税限度額を適用できることとする。</p> <p>2. 特定贈与者から住宅取得等資金贈与を受けた場合の相続時精算課税制度 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる増改築等の範囲に次のものを加えた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。 ① 一定の省エネ改修工事 ② バリアフリー改修工事 ③ 給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事</p> <p>3. 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 次の措置を講じた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。 (1) 非課税限度額を次のとおりとする。 ① 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合</p> <table border="1" data-bbox="635 2052 1445 2244"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年10月～平成29年9月</td> <td>3,000万円</td> <td>2,500万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月～平成31年6月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 上記①以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="635 2315 1445 2461"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～平成31年6月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記1. (2)～(4)の規定は、本非課税措置も同様とする。</p>	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円	平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円	平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	～平成27年12月	1,500万円	1,000万円	平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円	平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円	平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円	平成29年10月～平成31年6月	1,500万円	1,000万円	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	～平成31年6月	1,500万円	1,000万円	<p>※平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税につき適用する。</p>
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																																											
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円																																											
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円																																											
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円																																											
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																																											
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円																																											
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円																																											
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円																																											
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円																																											
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																																											
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円																																											
平成29年10月～平成31年6月	1,500万円	1,000万円																																											
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																																											
～平成31年6月	1,500万円	1,000万円																																											

税目	内容	細目	適用時期
資産課税	Ⅱ. 直系尊属からの結婚・子育て資金の贈与	<p>1. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設</p> <p>(1) 概要 個人（20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。）の結婚・子育て資金（注1）の支払いに充てるためにその直系尊属（以下「贈与者」という。）が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円（注2）までの金額に相当する部分の価額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする。 （注1）結婚・子育て資金とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいう。 イ. 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む。）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの ロ. 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの （注2）結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。</p> <p>(2) 申告 受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した非課税申告書を、金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>(3) 払出しの確認等 受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない。 金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が結婚・子育て資金の支払に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、その書類及び記録を結婚・子育て資金を管理するための契約（以下「結婚・子育て資金管理契約」という。）の終了の日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(4) 結婚・子育て資金管理契約の終了 次に掲げる事由に該当した場合には、結婚・子育て資金管理契約は終了する。 ① 受贈者が50歳に達した場合 ② 受贈者が死亡した場合 ③ 信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき</p> <p>(5) 終了時の取扱い ① 調書の提出 金融機関は本特例の適用を受けて信託等がされた金銭の合計金額（以下「非課税拠出額」という。）及び結婚・子育て資金管理契約の期間中に結婚・子育て資金として払い出した金額（上記(3)により記録された金額とする。）の合計金額（結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。以下「結婚・子育て資金支出額」という。）、その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 ② 残額の取扱い 上記(4)①又は③に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、これらの事由に該当した日にその残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税を課税する。 なお、上記(4)②に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税を課さない。</p> <p>(6) 期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い 信託等があった日から結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、その死亡の日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する。この場合において、その残額に対応する相続税額については相続税額の2割加算の対象としない。 なお、その残額は、結婚・子育て資金支出額とみなす。</p>	<p>※金融機関とは信託会社（信託銀行を含む。）、銀行等及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）をいう。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
資産課税	Ⅲ 租税特別措置法等	<p>1. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 次の見直しを行った上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長する。 ① 特例の対象となる教育資金の用途の範囲 通学定期券代、留学渡航費等を加える。 ② 金融機関への領収書等の提出方法 領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、その領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができることとする。</p> <p>2. 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度 次の見直しを行う。 ① 経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する。 ② 経営贈与承継期間内に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合（身体障害等のやむを得ない理由によりその経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表者でなくなった場合に限る。）において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する。 ③ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>3. 登録免許税 (1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置 その適用期限を2年延長する。 (2) 住宅用家屋に係る抵当権設定登記に対する税率の軽減措置 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。 (3) 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置 適用期限の到来をもって廃止する。</p>	<p>※平成28年1月1日以後に提出する書類につき適用する。</p> <p>※相続税の納税猶予制度についても同様とする。</p>
	Ⅳ その他	<p>1. 相続税法上のみなし相続財産の追加 小規模企業共済法の改正を前提に、小規模企業共済制度の受給権者に追加される者が支給を受ける一時金について、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とする。</p> <p>2. 住民票の写しの添付省略措置 適用の際に、申告書に住民票の写し等を添付することとされている次の特例について、税務署長が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写し等の添付を要しないこととする。 ① 贈与税の配偶者控除 ② 相続時精算課税制度の選択 ③ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 ④ 直系尊属から住宅取得等資金贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 ⑤ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例 ⑥ 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置</p> <p>3. 支払調書等に関する措置 調書について、次の措置を講ずる。 ① 保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額等を記載した調書を、税務署長に提出しなければならないこととする。 ② 生命保険金等の支払調書について保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。</p>	<p>※番号利用法附則第1条第4号に定める日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税にき適用する。</p> <p>※平成30年1月1日以後の契約者変更につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
消 費 課 税	I. 消費税率（国・地方）の引上げ時期の変更等	<p>1. 消費税率（国・地方）の10%への引上げ時期の変更等</p> <p>(1) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とする。</p> <p>② 消費税率（国・地方）の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正を行う。</p> <p>③ 平成29年度における地方消費税額について、その19分の10（本則22分の10）を社会保障財源化分以外とし、その19分の9（本則22分の12）を社会保障財源化分とする経過措置を講ずる。</p> <p>④ 附則第18条第3項を削除する。</p> <p>⑤ 附則第19条第3項を削除する。</p> <p>⑥ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とすることにあわせ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の期限を平成30年9月30日とする等、関連する法令について、所要の措置を講ずる。</p>	
	II. 地方創生	<p>1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し</p> <p>外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品販売場制度）について、「手続委託型輸出品販売場制度の創設」、「外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出品販売場に係る届出制度の創設」を行うなど所要の見直しを行う。</p>	<p>※平成27年4月1日以後に行われる輸出品販売場等の許可申請又は同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。</p>
	III. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税	<p>1. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し</p> <p>(1) 内外判定基準の見直し</p> <p>① 対象取引</p> <p>電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」（仮称。以下同じ。）と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直す。</p> <p>（注）電気通信役務の提供には、電気通信役務の提供以外の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供や、単に通信回線を利用させる役務の提供は含まれない。</p> <p>② その他</p> <p>イ. 電気通信役務の提供には、著作物の利用の許諾に該当する取引が含まれることを明らかにする。</p> <p>ロ. 上記①の見直しに伴い、現行の内外判定に係る規定について所要の整備を行う。</p> <p>(2) 課税方式の見直し（事業者向け電気通信役務の提供（仮称。以下同じ。）に対するリバースチャージ方式の導入）</p> <p>国外事業者（注）が行う電気通信役務の提供のうち、その役務の性質又はその役務の提供に係る契約条件等により、その役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなものを「事業者向け電気通信役務の提供」と位置付け、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する（リバースチャージ方式の導入）。</p> <p>（注）国外事業者とは、所得税法上の非居住者である個人事業者及び法人税法上の外国法人をいう。</p> <p>① リバースチャージ方式の導入に係る課税対象、納税義務者の見直し</p> <p>イ. 消費税の課税対象である資産の譲渡等から事業者向け電気通信役務の提供を除くとともに、事業として他の者から受けた事業者向け電気通信役務の提供（以下「特定仕入れ」（仮称）という。）を課税対象とする。</p> <p>ロ. 納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から事業者向け電気通信役務の提供を除くとともに、国内において行った課税仕入れのうち特定仕入れに該当するもの（以下「特定課税仕入れ」（仮称）という。）を納税義務の対象とする。</p>	<p>※平成27年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物につき適用する。（次頁(3)②を除く。）</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
消 費 課 税	Ⅲ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税（続）	<p>(注1) 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち事業者向け電気通信役務の提供以外のもの（以下「消費者向け電気通信役務の提供」（仮称）という。）については、その国外事業者が納税義務者となる。</p> <p>(注2) 事業者向け電気通信役務の提供を受ける免税事業者については、納税義務は生じない。</p> <p>② 事業者向け電気通信役務の提供を行う国外事業者の義務 国内において事業者向け電気通信役務の提供を行う国外事業者は、その提供に際し、あらかじめ、その役務の提供に係る特定課税仕入れを行う事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示しなければならない。</p> <p>(3) 適正課税を確保するための経過的な措置</p> <p>① 国外事業者から受けた電気通信役務提供に係る仕入税額控除の制限 当分の間、国外事業者から提供を受けた消費者向け電気通信役務の提供については、その課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めない。 ただし、下記②の登録国外事業者に該当する者から受けた消費者向け電気通信役務の提供については、その登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、その課税仕入れに係る消費税につき仕入税額控除制度の適用を認める。</p> <p>② 登録国外事業者制度の創設</p> <p>イ. 登録国外事業者は、次に掲げる要件を満たす一定の国外事業者（事業者免税点制度の適用を受けない者に限る。）として、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けた事業者とする。</p> <p>a. 国内において行う電気通信役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が国内にあること又は消費税に関する税務代理人（国税通則法第74条の9第3項第2号に規定する税務代理人をいう。）があること。 (注) 国税通則法第117条第1項（納税管理人）の規定の適用を受ける事業者にあつては、納税管理人を指定している場合に限るものとする。</p> <p>b. 国税の滞納がないこと及び登録国外事業者の登録取消しから1年を経過していること。</p> <p>ロ. 国税庁長官は、登録国外事業者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び登録番号等について、インターネットを通じて登録後速やかに公表しなければならないこととする。</p> <p>ハ. 登録国外事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、届出書の提出があった日の属する課税期間（当該届出書の提出が一定の日以後になされた場合には翌課税期間）の末日の翌日以後は、その登録は失効するものとする。</p> <p>ニ. 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記ハ.による登録の取消しを求める届出書の提出が行われな限り、事業者免税点制度は適用しない。</p> <p>ホ. その他登録国外事業者制度に係る所要の措置を講ずる。</p> <p>(4) 所要の経過措置</p> <p>① 事業者免税点制度に係る特例 事業者の課税期間の基準期間の初日が平成27年10月1日前であるときは、その基準期間の初日からこの制度の見直しが行われていたものとして事業者免税点制度の規定を適用する。 ただし、その基準期間の初日からこの制度の見直しが行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、平成27年4月1日から同年6月30日までの間においてこの制度の見直しが行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額によることを認める。</p> <p>② 特定課税仕入れに関する経過措置 特定課税仕入れがある課税期間の課税売上割合が95%以上である場合には、当分の間、その課税期間において行ったその特定課税仕入れはなかったものとする。</p>	<p>※左記の登録申請については、平成27年7月1日以後にできることとする。</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
消費課税	Ⅲ. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税（続）	<p>(5) その他</p> <p>① 国外事業者を含む事業者免税点制度の適用上限については、資産の譲渡等を行う事業者が納税義務が課される課税売上高によって判断することとし、特定課税仕入れの支払対価の額については適用上限の計算に含まないこととする。</p> <p>② 特定課税仕入れを行った者が単なる名義人であった場合に、実質的にその仕入れを行った者に消費税法の規定を適用する旨の規定を設ける。</p> <p>③ 消費税の課税標準について、リバースチャージ方式の導入に伴う所要の措置を講ずる。</p> <p>④ 仕入控除税額の計算に関する規定について、次の改正を行う。</p> <p>イ. 特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額を仕入控除税額の計算の対象とする旨の改正。</p> <p>ロ. 簡易課税制度の適用を受ける課税期間について特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額がある場合には、現行規定によりみなし仕入率を乗じて計算した課税仕入れ等の税額とその特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額の合計額を課税仕入れ等の税額の合計額とする旨の改正。</p> <p>ただし、当分の間、その課税期間において行ったその特定課税仕入れはなかったものとする。</p> <p>(6) その他所要の措置を講ずる。</p>	
	Ⅳ. たばこ税の見直し	<p>1. 旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を廃止する。</p> <p>2. 経過措置 上記1. の改正は平成28年4月1日から実施するが、激変緩和等の観点から経過措置を講ずる。</p>	
	Ⅴ. 車体課税の見直し	<p>1. 自動車重量税のエコカー減税の見直し 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>2. 自動車取得税のエコカー減税の見直し 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>3. 軽自動車税のグリーン化特例（軽課） 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、その取得をした日の属する年度の翌年度（平成28年度）分の軽自動車税の税率を軽減する所要の特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）を講ずる。</p> <p>4. 原動機付自転車及び二輪車に係る税率適用開始時期の延期 平成27年度分以後の年度分について適用することとされている原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとする。</p>	
	Ⅵ. その他	<p>1. 国外事業者による芸能・スポーツの役務提供に係る消費税課税方式の見直し 国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供について、その取引に係る消費税の納税義務を、役務の提供を行う事業者から役務の提供を受ける事業者に転換する（リバースチャージ方式の導入）。</p> <p>2. 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度） 旅行者が輸出物品販売場において免税購入する際に提示する旅券等の範囲に船舶観光上陸許可書を加える。</p>	<p>※平成28年4月1日以後に行われる役務提供につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
国際課税	I. 外国子会社からの配当金の取扱い見直し	<p>1. 外国子会社配当益金不算入制度の見直し(適用対象配当金の見直し)</p> <p>① 内国法人が外国子会社(持株割合25%以上等の要件を満たす外国法人をいう。以下1において同じ。)から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部がその外国子会社の本店所在地国の法令においてその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その受ける配当等の額を、本制度の適用対象から除外する。</p> <p>② 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額で、その配当等の額の一部がその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された場合には、その受ける配当等の額のうち、その損金の額に算入された部分の金額(③において「損金算入額」という。)を、上記①により本制度の適用対象から除外する金額とすることができる。</p> <p>③ 上記②の適用を受けた事業年度後の各事業年度において、内国法人が外国子会社から受けた配当等の額につき損金算入額が増額された場合には、その増額された後の損金算入額を本制度の適用対象から除外する。</p> <p>④ 上記②の適用については、確定申告書等に上記②の適用を受けようとする旨並びに上記②の適用に係る配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類を添付するとともに、一定の書類の保存を要することとする。</p> <p>⑤ 上記①から③までにより本制度の適用対象から除外する配当等の額に対して課される外国源泉税等の額を、外国税額控除の対象とする。</p> <p>⑥ その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>※1. 平成28年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額につき適用する。</p> <p>※2. 平成28年4月1日において有する外国子会社の株式等につき、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額については従前どおりの取扱いとする。</p>
	II. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備	<p>1. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備</p> <p>(1) 届出書の提出義務</p> <p>平成29年1月1日以後に銀行等の一定の金融機関(以下「報告金融機関」という。)との間でその国内にある営業所等を通じて預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結等の一定の取引(以下「特定取引」という。)を行う者は、その者(その者が一定の法人(以下「特定法人」という。)である場合におけるその特定法人の支配者(注1)である個人を含む。)の氏名又は名称、住所、生年月日、居住地国(その者が居住者として租税を課される国又は地域をいう。以下同じ。)、居住地国が外国の場合にあってはその居住地国における納税者番号、その者の居住地国が住所に係る国又は地域と異なる場合にはその異なる事情の詳細その他必要な事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、その報告金融機関の営業所等の長に提出しなければならない。</p> <p>(注1) 支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配できる関係にある一定の者をいう。</p> <p>(注2) 上記届出書を提出した者は、その提出後に居住地国の異動があった場合には、報告金融機関に対し、異動後の居住地国その他必要な事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>(注3) 届出書の提出があった場合には、報告金融機関はその届出書に記載されている事項につき確認をしなければならない。</p> <p>(注4) 届出書に記載すべき事項は、電磁的方法による提供も可能とする。</p> <p>(2) 居住地国の特定義務</p> <p>報告金融機関は、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める方法により、その者(その者が特定法人である場合におけるその特定法人の支配者である個人を含む。)の居住地国を特定しなければならない。</p> <p>① 平成29年1月1日以後に特定取引を行う者</p> <p>上記(1)により提出された届出書に記載されている事項による方法</p> <p>② 平成28年12月31日以前に特定取引を行った者で、同日においてその特定取引に係る契約を有するもの</p> <p>その保有する記録を検索する等の一定の方法</p> <p>(注1) 報告金融機関は、上記②に定める方法による特定の後に上記②に掲げる者の居住地国に異動が生じたことを知った場合には、その者に提出を求めた届出書に記載されている事項による等の一定の方法により、その者の居住地国を特定しなければならない。</p> <p>(注2) 上記②に掲げる者は、上記(1)と同様の事項を記載した届出書を提出することができる。この場合、報告金融機関はその届出書記載事項により、その者の居住地国を特定しなければならない。</p>	<p>※平成29年1月1日から適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
国際課税	Ⅱ. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備(続)	<p>(注3) 上記(1)の(注2)から(注4)は、上記(注2)により届出書を提出した者及び報告金融機関につき同様の取扱いとする。</p> <p>(3) 所轄税務署長への提供義務 報告金融機関は、その年の12月31日において、その報告金融機関の国内にある営業所等に報告対象契約(注)がある場合には、その報告対象契約を有する者(その者が特定法人である場合におけるその特定法人の支配者である個人を含む。)の氏名又は名称、住所、生年月日、居住地国、居住地国における納税者番号、同日におけるその報告対象契約に係る財産の価額、その年におけるその報告対象契約に係る財産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他必要な事項(以下「報告事項」という。)を、その年の翌年4月30日までに、電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等に記録して提出する方法により、その報告金融機関の本店所在地等の所轄税務署長に提供しなければならない。 (注) 報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち、次のいずれかの者が有するものをいう。 ① 租税条約等の相手国等のうち一定の国又は地域(以下「報告対象国等」という。)を居住地国とする者(以下「報告対象者」という。) ② 報告対象国等以外の国又は地域を居住地国とする特定法人であって、その特定法人の支配者である個人が報告対象者であるもの。</p> <p>(4) 記録作成・保存義務 報告金融機関は、特定取引を行った者(その者が特定法人である場合におけるその特定法人の支配者である個人を含む。)の居住地国の特定のために採った措置その他必要な事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。</p> <p>(5) 質問検査権の規定の整備 報告事項の提供に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。</p> <p>(6) 罰則規定 届出書の不提出・虚偽記載又は報告事項の不提供・虚偽記載若しくは報告事項の提供に関する調査に係る検査忌避等に対する罰則を設ける。</p> <p>(7) その他所要の措置を講ずる。</p>	
	Ⅲ. デリバティブ取引	<p>1. 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の創設 外国金融機関等が、国内金融機関等との間で平成30年3月31日までにを行う店頭デリバティブ取引に関してその国内金融機関等に預託する証拠金で一定のものにつき支払を受ける利子、その他店頭デリバティブ取引のうち所定のものに係る利子について、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税を非課税とする。</p>	<p>※平成27年7月1日以後に支払を受けるべき利子につき適用する。</p>
	Ⅳ. 外国子会社合算税制等	<p>1. 外国子会社合算税制等の見直し 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(いわゆる外国子会社合算税制)等について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) トリガー税率の変更 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)を20%未満(現行20%以下)に変更する。</p> <p>(2) 適用除外基準の見直し 外国子会社合算税制の適用除外基準について、所要の見直しを行う。</p> <p>(3) 宥恕措置 適用除外基準の適用がある旨を記載した書面の添付がない確定申告書の提出があり、又はその適用がある旨を明らかにする資料等を保存していない場合においても、税務署長がその添付又は保存がなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、その書面及び資料等の提出があった場合に限り、適用除外基準を適用することができることとする。</p>	<p>※特定外国子会社等の平成27年4月1日以後開始事業年度から適用する。</p>
	Ⅴ. 帰属主義	<p>1. 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施 平成26年度税制改正で措置された国際課税原則の帰属主義への変更(平成28年4月1日施行)が円滑に実施されるよう、所要の措置を講ずる。 (注) 個人住民税、法人住民税及び事業税について、国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。</p>	<p>※平成28年4月1日以後開始事業年度分の法人税及び平成29年分以後の所得税につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
国際課税	Ⅵ. クロスボーダーの組織再編成	<p>1. クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の特例の見直し</p> <p>合併等の組織再編成に係る適格性を判定するための特定軽課税外国法人の定義について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 設立後間もない外国法人の租税負担割合の計算</p> <p>設立後間もないために、その外国法人の実際の租税負担割合を計算することができない場合には、その外国法人が所得を得たとした場合に適用される本店所在地国の外国法人税の税率をもってその外国法人の租税負担割合とする。</p> <p>(2) トリガー税率の変更</p> <p>「外国子会社合算税制」におけるトリガー税率を20%未満（現行20%以下）に変更することに伴い、特定軽課税外国法人に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準も20%未満（現行20%以下）に変更する。</p>	<p>※平成27年4月1日以後に行われる合併等につき適用する。</p>
納税環境整備	Ⅰ. 財産債務明細書	<p>1. 財産債務明細書の見直し</p> <p>財産債務明細書について、次の見直しを行い、新たに、「財産債務調書」として整備する。</p> <p>(1) 提出基準の見直し</p> <p>現行の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」を提出基準とする。</p> <p>(2) 記載事項の見直し</p> <p>現行の記載事項である「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載を要することとする。</p> <p>(注) 財産の評価については、原則として「時価」とする。ただし、「見積価額」とすることもできることとする。また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとする。</p> <p>(3) 過少申告加算税等の特例</p> <p>国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置を講ずる。</p> <p>(4) その他</p> <p>① 財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権規定を整備する。</p> <p>② 現行の財産債務明細書と同様、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は要しないこととする。</p> <p>(注) この場合、運用上、財産債務調書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載することとする。</p> <p>③ 財産債務調書の記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮することとする。</p> <p>④ その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>※平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書につき適用する。</p>
	Ⅱ. 預貯金情報の効率的な利用に係る措置	<p>1. マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に併せて国税通則法及び地方税法を改正し、銀行等に対し、個人番号及び法人番号（以下「マイナンバー」という。）によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。</p> <p>(注1) 番号利用法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようになるとともに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、マイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができることとなる。</p> <p>(注2) 上記の改正は、内閣官房が提出を予定している高度な情報通信技術の活用進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用される。</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	Ⅲ 税務関係書類のスキヤナ保存	<p>1. 税務関係書類に係るスキヤナ保存制度の見直し</p> <p>国税・地方税関係書類に係るスキヤナ保存制度につき次の見直しを行う。</p> <p>(1) 対象書類の見直し スキヤナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準（現行：3万円未満）を廃止する。 この際、重要書類（契約書・領収書をいう。以下同じ。）については、適正な事務処理の実施を担保する規程の整備と、これに基づき事務処理を実施していること（適正事務処理要件（注）を満たしていること）をスキヤナ保存に係る承認の要件とする。 （注）適正事務処理要件とは、内部統制を担保するために、相互けん制、定期的なチェック及び再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していることをいう。</p> <p>(2) 業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し 重要書類について、業務処理後にスキヤナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件を廃止する。</p> <p>(3) 電子署名要件の見直し スキヤナで読み取る際に必要とされている入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプを付すこととするとともに、入力者等に関する情報の保存を要件とする。</p> <p>(4) 大きさ情報・カラー保存要件の見直し 重要書類以外の書類について、スキヤナで読み取る際に必要とされているその書類の大きさに関する情報の保存を不要とするとともに、カラーでの保存を不要とし、グレースケール（いわゆる「白黒」）での保存でも要件を満たすこととする。</p>	<p>※平成27年9月30日以後に行う承認申請につき適用する。</p>
	Ⅳ 猶予制度	<p>1. 地方税の猶予制度の見直し</p> <p>地方税法総則に定める猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなど所要の措置を講ずる。 その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとする。</p>	
	Ⅴ その他	<p>1. 電子申請に係る電子署名及び電子証明書の送信不要措置</p> <p>電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、個人が、その申請等に係る開始届出等の際に行われた本人確認に基づき通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。 （注）本人確認は、次のいずれかの方法により行うこととする。 ① 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認 ② 電子署名及び電子証明書の送信による本人確認 ③ 税務署への来署時における税務署職員による本人確認</p> <p>2. 書面提出の省略化</p> <p>電子情報処理組織により申請等を行う場合において書面により提出をする必要がある一定の書類については、スキヤナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）をその申請等に併せて送信することにより、書面による提出に代えることができることとする。 この場合において、その書類のうち法令の規定により原本を提出することが必要とされている書類については、税務署長は、確定申告等の期限から5年間（贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については6年間、法人税に係る純損失等がある場合については9年間）、その内容の確認のためにその書類の提出等を求めることができることとする。</p> <p>3. 電子申告に係る電子署名及び電子証明書の送信不要措置</p> <p>地方税当局の申告書作成システムに係る端末を使用して電子情報処理組織により行う所得税等の申告については、地方公共団体の職員による本人確認を前提にその申告を行う者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。（これにより、自宅からe-Taxによる申告と同様、添付書類の記載事項を入力送信することでその書類の添付を省略するとともに作成された申告書を電磁的記録のまま国税当局へ引継ぐことが可能）</p>	<p>※平成29年1月4日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合につき適用する。</p> <p>※平成28年4月1日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合につき適用する。</p> <p>※平成29年1月4日以後に電子情報処理組織により申告を行う場合に適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	V. その他 (続)	<p>4. 調査手続きの見直し 調査手続について次の見直しを行う。</p> <p>(1) 再調査を行うことができる場合の明確化 調査が終了した後において「新たに得られた情報」に照らし非違があると認めるときは再調査を行うことができる規定について、再調査の前提となる前回調査の範囲を「実地の調査」に限ることとし、前回調査が「実地の調査以外の調査」である場合には、「新たに得られた情報」がない場合であっても再調査を行うことができることとする。</p> <p>(2) 複数の税務代理人がある場合の事前通知の簡素化 複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人が代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたときは、これらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとする。 (注) 地方税に係る調査についても同様の取扱いとすることとする。</p> <p>5. 期限後申告でも無申告加算税を課さないこととする制度の見直し 期限後申告書が提出された場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められるものにつき無申告加算税を課さないこととする制度について、適用対象となる期限後申告書の提出期限を、法定申告期限から1月以内(現行：2週間以内)に延長する。</p>	<p>※(1)については再調査の前提となる前回調査が平成27年4月1日以後に開始され、その前回調査後に行う再調査につき適用し、(2)については平成27年7月1日以後に行う事前通知につき適用する。</p> <p>※平成27年4月1日以後に法定申告期限が到来する国税及び地方税につき適用する。</p>
地 方 税	I. 資産課税&租税特別措置法等	<p>1. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置 (1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置 ① 宅地等及び農地の負担調整措置については、平成27年度から平成29年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。 ② 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。 ③ その他所要の措置を講ずる。 (2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置 固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>2. 住宅用地に係る固定資産税等の特例措置の見直し 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずる。</p> <p>3. 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の軽減措置 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p>	
	II. その他	<p>1. 国民健康保険税 (1) 課税限度額の引き上げ 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。 ① 基礎課税額に係る課税限度額を52万円(現行51万円)に引き上げる。 ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円(現行16万円)に引き上げる。 ③ 介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円(現行14万円)に引き上げる。 (2) 減額の対象となる所得基準の引き上げ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。 ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26万円(現行24.5万円)に引き上げる。 ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を47万円(現行45万円)に引き上げる。</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<p>1. 年金課税 少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2. 医療費控除 医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、その控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション(自己治療)の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。</p> <p>3. 金融所得課税 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。</p> <p>4. 寄付金税制 寄附金税制のあり方については、これまでの累次にわたる制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において主要諸外国にはない税額控除の選択制がとられていること等も勘案しつつ、引き続き検討する。</p> <p>5. 小規模企業等税制 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>6. 寡婦控除 寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う。</p> <p>7. 個人事業者の事業承継 個人事業者の事業承継に係る税制措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。</p> <p>8. 投資法人等の課税 投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲につき、こうした制度の趣旨や投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら引き続き検討する。</p> <p>9. 日本郵便株式会社等に係る税制上の措置 郵政事業のユニバーサルサービスの安定的確保のために必要な措置の実現に向けた検討とともに、引き続き所要の検討を行う。</p> <p>10. 医療に係る消費税等 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<p>11. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方については、今回の改正の実施状況、国際機関等の議論、欧州諸国等における仕向地主義に向けた対応、各種取引の実態等を踏まえつつ、課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策につき、引き続き検討を行う。</p> <p>12. 酒税 酒税については、同一の分類に属する酒類間における税率格差が、商品開発や販売数量に影響を与え、それがひいては、酒税の減収にもつながっている。このため、類似する酒類間の税負担の公平性の観点や厳しい財政状況、財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、同一の分類に属する酒類間の税率格差を縮小・解消する方向で見直しを行うこととし、速やかに結論を得る。その際、税率構造の簡素化や各酒類の定義の見直し等も検討する。また、平成26年6月に、アルコール健康障害対策基本法が施行されたことにも留意する。</p> <p>13. 原料用石油製品等に係る免税・還付措置 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>14. 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。</p> <p>15. 外国子会社合算税制 外国子会社合算税制のあり方については、航空機リース事業の取扱いを含め、BEP S（税源浸食と利益移転）プロジェクトにおける国際的な税制の調和に向けた議論を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、引き続き検討する。</p> <p>16. 社会保険診療報酬及び医療法人に対する軽減税率 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>17. 収入金額による外形標準課税 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。</p> <p>18. 償却資産課税に関する税制措置 設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。</p> <p>19. 農地に対する課税 利用の効率化及び高度化の促進が必要な農地に対する課税については、農地中間管理機構による事業の実施状況、制度・規制面での環境整備の状況、農地間の税負担の公平性等を勘案しながら、保有に係る課税の強化・軽減等の方策について、総合的に検討する。</p> <p>20. 不動産取得税の特例措置等 今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、不動産取得税の特例措置等について検討する。</p>	